

千葉県公有財産管理規則の一部を改正する規則（案）の概要

令和6年10月24日
資 産 経 営 課

1 改正内容

行政財産の土地使用料については、使用料及び手数料条例を改正し、「駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合」における消費税相当額の算定に関する規定の整備を行ったところである。当該改正に合わせて、普通財産の土地貸付料について、「駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合」における消費税相当額の算定に関する規定を整備する。

	「消費税法」の取扱い	現行の公有財産管理規則の取扱い
原則	土地の貸付は非課税。	土地の貸付は、消費税相当分を加算しない。
例外	「貸付けに係る期間が一月に満たない場合」及び「 <u>駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合</u> 」は消費税が課税される。	「貸付けに係る期間が一月に満たない場合」のみ消費税相当分を加算する。

2 施行予定日

令和7年4月1日（行政財産の使用料に係る条例改正の施行日と同じ）